

「酒類分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱いについて（案）」に対して提出された
御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
取扱方針全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 本案はあくまで「お願い」であると認識して差し支えないか。この通知に反して情報提供等を行わなかった場合に、主務大臣が行政指導・行政処分等を行うことはないということか。 ● 本案の対象を酒類分野に限定する理由は何か。農作物の用途は多様であり、酒類はその一つに過ぎない。用途に応じて届出等が発生かつ、届出先の監督官庁が異なるのでは、届出自体が形骸化されてしまうのではないか。ゲノム編集は従来の育種と何ら変わるものではないが、変わらないという確認をスムーズにできる制度・体制を構築してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本案における情報提供等については、お願いであるのご認識のとおりです。そのため、情報提供等を行わなかった場合に、主務大臣が行政処分を行うものではございませんが、環境省通知（※）に基づき、主務官庁が生物多様性への影響の観点から必要と認める場合は、公益上の必要性を考慮し、必要な措置を執ることとしています。 ● ゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱いについては、環境省通知に基づき、主務官庁ごとに対象生物の具体的な取扱いを定めているところです。本案については、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち財務大臣が当該生物である物の生産又は流通を所管するもの（拡散防止措置を執って使用等を行う場合にあっては、財務大臣が当該生物の使用等をする者の行う事業を所管するもの）を対象とし、酒類分野における具体的な取扱いを検討したものです。 ● 本案における情報提供等については、中央環境審議会の下の特設委員会等での検討の結果、ゲノム編集技術の新規性等を考慮し、生物多様性の観点から、国が知見を収集し、作出経緯を把握することとされた点を踏まえたものとなりますが、当該技術の社会実装を不要に妨げることがないよう、ゲノム編集技術に関する科学

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
		<p>的知見や国際的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしていきます。</p> <p>※ 「ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された『遺伝子組換え生物等』に該当しない生物の取扱いについて」(平成 31 年 2 月 8 日付け環自野発第 1902081 号環境省自然環境局長通知)</p>
対象生物	<ul style="list-style-type: none"> ● どのような生物が本案の対象となるのか、より具体的に述べてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本案の対象となる生物として、具体的には、酒類製造に使用する酵母や麹菌等の生物を想定しております。一方で、本案において具体的な生物種を特定することは困難であることから、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち財務大臣が当該生物である物の生産又は流通を所管するもの(拡散防止措置を執って使用等を行う場合にあつては、財務大臣が当該生物の使用等をする者の行う事業を所管するもの)を対象としております。
本文 3 「酒類分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱い」	<ul style="list-style-type: none"> ● 本案 3 (1) 「開放系における使用等(拡散防止措置の執られた施設以外での使用等)」及び 3 (2) 「閉鎖系における使用等(拡散防止措置の執られた施設での使用等)」について、電子情報処理組織を用いた方法を本則とせず、書面の提出を求めていることは「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会)で示された方針に反し、不適切である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 書面による送付のみをお願いしているものではないことから、その点が明確となるよう、別紙 2 のとおり修正いたしました。電子情報処理組織を用いた情報提供書等の送付につきましては、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会)を踏まえ、デジタル化の推進に向けた検討を進めて参ります。
本文 4 「その他の留意事」	<ul style="list-style-type: none"> ● 本案 4 (1) 「食品や飼料としての安全性」について、「(食品残さ等の飼料利用を含む)」とあるのは「(食品残さ等の飼料利用を含 	<ul style="list-style-type: none"> ● ご意見を踏まえ、別紙 2 のとおり修正いたしました。

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
項]	<p>む。)」とすべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本案4(2)「情報の取扱い」について、「送付いただいた情報」の取扱いは明確であるものの、本案3「酒類分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱い」における「照会」、「お問合せ」又は「報告」に際し提供を受けた情報に関する取扱いが不明確である。そのような情報について、学識経験者の意見を聴くことはあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本案3「酒類分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱い」において送付いただいた情報の確認に際しては、必要に応じて学識経験者の意見を聴くこととしております。この点が明確となるよう、別紙2のとおり修正いたしました。
様式（情報提供書・拡散防止措置確認書）	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式1及び様式2の本文について、「・・・生物を・・・使用等を・・・」と「を」が連続しており文の構造が不明である。 ● 様式1の表について、「構成、移入方法、除去方法を含む」とあるのは「構成、移入方法及び除去方法を含む」とすべきではないか。列記された要素間の論理関係が不明確である。 ● 様式1の2枚目の備考1の1行目「法人の名称」は、「所属機関の名称」で記載すれば足りるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 様式1及び様式2について、本文の意味が明確となるよう、別紙2のとおり修正いたしました。 ● 様式1及び様式2の表について、別紙2のとおり修正いたしました。 ● 情報提供者が法人の場合の記載方法を明確化する観点から、備考欄のとおり記載しています。
ゲノム編集技術全般（技術に対する不安・反対・技術の安全性）	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲノム編集技術が生態系へどのような影響をもたらすのかは未知数であることなどから、酒類分野において、このようなリスクを有す可能性のある技術を利用することには反対である。 ● ゲノム編集技術を利用した酒類について、そのメリット・デメリットが分かるようにしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱いについては、生物多様性への影響の観点から、中央環境審議会の下の専門委員会等において検討が行われ、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうち、細胞外で加工した核酸を移入していない又は移入した核酸若しくはその複製物が残存していないことが確認されたものは、カルタヘナ法(※)の規制の対象外と整理されたところで

区分	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
		<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● しかしながら、同法の規制の対象外とされた生物についても、ゲノム編集技術の新規性等を考慮し、生物多様性への影響の観点から、使用者等に対し、使用等に先立って生物の用途や改変に利用したゲノム編集の方法、生物多様性への影響の可能性等について情報提供を求めることにより、国が知見を収集し、作出の経緯を把握することとされたところです。 ● 当該検討の結果を踏まえ、酒類分野における具体的な取扱いを検討した本案では、生物多様性への影響の観点から対象生物に関する情報提供等をお願いすることとしており、当該生物が遺伝子組換え生物等に該当しないことや、提供された内容が適切に記載されていること等について確認するとともに、必要に応じて学識経験者の意見を聴くなど、情報を丁寧に把握することとしています。 ● 加えて、ゲノム編集技術は、新規の技術であることから、技術について正確な情報提供を行うこと等を通じて、国民の理解を得ながら活用を進めていくことが重要と考えています。このため、提供を受けた情報の一部については、国税庁ホームページに公表し、正確な情報提供に努めていくこととしています。 <p>※ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）</p>

(参考) 今回の意見公募手続に付した『「酒類分野におけるゲノム編集技術の利用により得られた生物の取扱いについて(案)」に対する意見募集について』に関する御意見のみ掲載しております。

なお、「御意見の概要」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。